

産業厚生常任委員会

視察研修

●視察日

平成20年11月20日(木)～21日(金)

●参加者

倉田 愛子 委員長
藤本 悟 副委員長
塩野 清
飯田 豊
中村 清一
金森 恭
竹仲 良廣
崎元 良栄

●視察先

▽1日目
四季菜(南越前町脇本)
口ハス越前(越前市横住町)

▽2日目
白山市立山島公民館(白山市)

●視察目的

・地産地消の取り組みについて
・体験型観光と今後の取り組みについて
・豊かな村づくり・ほたるの里づくりの取り組みについて

【視察報告】

産業厚生常任委員長 倉田愛子

研修概要

四季菜

▽事業目的

総合交流拠点施設の建設により、担い手農家の育成、農地の集約化の推進を図る。農産物等直売施設の有効利用を通じて、新鮮で、安心・安全な農産物の販売と、それを利用した加工品の有利販売を図り、地域農業の活性化・生産農家の所得向上とあわせ、消費者との情報交換・交流活動を展開する。自らが生産した物の出荷・少量多品目の生産・秀品の出荷等は消費者本位。

▽組織

南条農産物等直売組合

▽会員

生産農家61人
加工(4グループ)10人
その他15人

▽加入資格

①旧南条町に住所を有する者で、
営農協議会加入者

②直売組合が認めたもの

▽施設

・建築面積 290㎡
・売場面積 86㎡
・惣菜 32㎡
・菓子 14㎡
・所 有 南越前町(土地・建物
(指定委託管理))
・経営構造事業
事業費7,335万円(全額補助)
(建物 6,200万円・厨房等備
品 1,135万円)

▽営業内容

・販売品目
野菜・果樹・花・米・卵・惣菜餅・
漬物・菓子・パン・そば・うどん・
山菜・焼き魚・アイスクリーム・
工芸品・陶芸品・その他(冬場は
野菜が不足するため仕入れ)

・営業時間

午前9時～午後6時

・定休日

毎月第2水曜日・12月31日～
1月4日

・特徴

【建物】
観光案内所の業務委託を兼ねた、道の駅的な建物として建設

【人気商品】

花(小菊)・おはぎ
強制はしていないが100円

商品が多く、エコファーマー認証者が32人在籍しています。

・その他

役員(組合長・副組合長・常勤理事2人・幹事1人・監事3人)

・販売実績

17年度 6,642万円
18年度 7,756万円
19年度 8,566万円
1日 24万6千円
来客数 8万5千人

※平成16年12月オープン後、販売も順調に伸びており、会員も若干増加している。



△「四季菜」の外観

口八ス越前

▽今立型エコ・グリーン ツーリズム

日本中どこへ行くことも、お腹がすけば当たり前のごとくお腹いっぱい食べることができ、お店には真っ直ぐできれいな野菜が並びます。

お金があれば何でも手に入る時代ですが、ここにはお金では買えない昔ながらの豊かな自然や伝統文化があります。地元の人たちは、「田舎に滞在し、自然の息吹や受け継がれている伝統文化をぜひ体験してください。きっと、忘れていた懐かしさや日々の当たり前のことにも感謝の心が芽生えるはずですよ。ふるさとに帰るつもりで気軽に足を運んで、ありのままの「今立」を楽しんでほしい。」という思いで活動されています。

▽農家民宿に泊まって 田舎暮らし体験

小グループで地元農家に分散し、農作業や伝統的な手業、郷土料理作りなどお好みの体験を選択するセレクトツアーです。

○主な体験メニュー

- ・野菜の苗植え・収穫
- ・里山の散策、地域伝統行事への参加

- ・集落内を散策して宝探し
- ・いろいろばたで団らん

これらの体験は、農家に泊まってゆったりのおんびり、農家のありのままの暮らしにふれ、農家の人々と交流することができま

「蔵の伊兵衛さんち」を営んでおられるおかみさんに農家民宿は始めた当時の話を伺ったところ「民泊を始める前は、主人の理解が得られず説得するのに大変苦労しました。しかし、実際に始めてみると主人も協力的になり、今では二人の生きがいになっていきます。」と語ってください大変感動しました。私も「一度体験したい」と思いました。

白山市立山島公民館

▽豊かな村づくり・ほたるの 里づくりの取り組みについて

白山市立山島公民館では、平成14年2月から「ほたるの里づくり」の取り組みを始められました。

この取り組みは、健康・教育・環境をキーワードに、地域を元気にしようと考えた時、思い浮かんだのが「ほたる」だったことがきっかけでした。「ほたる」は、きれいな水にしか生息

しない自然環境の象徴であり、子どもたちの教育にも役立つと考えられたそうです。

まず各種団体長会議で「ほたるの里づくり」を全町総ぐるみで進める事を決定し、平成14年3月に「ほたるの里づくり」の特別委員会を設立されています。委員の選出にあたっては、あて職にしないこと、この人なら必ず協力してくれるという人を選んでお願いしたそうです。

【取り組み内容】

○「やしこの水辺」と「山島台団地」にほたるの餌(カワニナ)を放流

○ほたるの飼育小屋を整備
○用水の法面に除草剤を散布しないことを全町で決定

環境面では、水田防除体系を有人へり防除から無人へりや粒剤を使用した防除へと転換し、周辺の畑地・果樹園及び住宅地や通学路への農薬飛散防止対策に積極的取り組みをおられます。

この他にも、農家の取り組みもいろいろ行われた結果、「ほたる」の生息場所が地域内において着実に拡大してきており、「ほたるを守ろう」の看板を立て熱意を喚起するなどの活動から、「ほたる」の生息環境が改善してきていることが実証さ

れています。

平成15年からは「ほたるのおじさん」を各町内に1人あて(委嘱20人)この時も、確実に継続して世話をしてくれる人に依頼されています。特別委員や「ほたるのおじさん」たちの地道な活動により、少しずつ「ほたる」が飛びかうようになり、ついには今年全町内で確認されました。

また、年々参加者が増加している「ほたる観察会」や、大勢の子どもたちが農作業体験を行う「食と緑の郷づくり」活動などの中から、長きにわたって途絶えていた伝統行事「虫送り」行事は、保護者やJA青年部、各種団体を巻き込んで復活するなど、地域コミュニティが活性化してきています。

農業においても担い手の育成にもつながり、将来は農薬を使わない安全な「ほたるの里」の米として売り出したいという思いがあるそうです。

白山市は、それぞれ各地区にある公民館を中心に地域活動が行われています。このことが「ほたるの里づくり」も成功したのだと思います。美浜町の公民館活動の現状をこれからの課題として、検討したほうがよいのではないかと思います。

総務文教常任委員会

視察研修

●視察日

平成20年11月25日(火)～26日(水)

●参加者

山口 和治 委員長
北村 晋 副委員長
兵庫 賢一
前田 義久
松田 うめ子
山口 勝己
樋下 伸嗣
辻 健一郎
中村 清一 議長同行

●視察先

静岡県御前崎市

●視察目的

電源交付金に係る施設の運用

【視察報告】

総務文教常任委員長 山口 和治

御前崎市は、静岡県最南端の岬があり、総面積65.8²km、浜岡原発立地する人口34,930人、世帯数11,117世帯の市です。

しかし、高齢化は65歳以上は20.8%と低く、市民全体の多くが勤労者であるため、国民健康保険の負担が少ない上に、年間1億5千万の助成をしているそうです。

御前崎市自体には、高速道路がなく東海道線にも接していないので、交付金等を活用し市民に対して税の少ない町としてメリットを強調しています。

我が県では、交付金の約5割を県の予算としています。静岡県でも、核燃料税は当然県の予算となりますが、それ以外の交付金は全て御前崎市に入るといふ事が今のまちづくりを可能にしているのが現状となっています。

●市民プール・ぶるる

1日あたり、420人の利用があり、屋内25mプールを分割して水中歩行訓練ができるようになっています。また、エントランス・ヨガ等を行っています。

料金は、3歳から中学生までは300円、高校生以上は600円の利用率となっております。会員制度も作られ、3か月・6か月・1年も販売しているそうです。

海が近くにある所で、なぜ大々的なプールが必要なのかを伺ったところ「駿河湾側には海水浴場はあるが、遠州灘はすり鉢状が多く、特に御前崎の海岸では、雲母が海水に多く含まれているため、海に入ると体に雲母がつく」ためプールが必要であるとのことでした。

▽市民プール・ぶるる



●図書館 アスパル

平日開館は、午前9時から午後5時までとなっております。火曜日・金曜日は午後7時まで開館しています。

現在の図書館の利用者は、約13,400人。書籍数は、

355,572冊で、視聴覚資料数は、42,198部となっております。

図書館自体円形に作られており、図書を入れてある棚は放射線状に配置し、少ない人数で来館者の管理ができるようです。

本だけで無く、郷土資料コーナーとAV(CD7000・ビデオ3500・DVD300)コーナーやパソコン(6台)コーナーがあり、それらを自由に使用できる設備で、就職活動などにもおおいに活用されているようでした。

年間の図書購入費用は、2,000万円をあて充実化を進めているとのことでした。

●ケーブルテレビ・公園・給食センター・文化会館・総合グランド等

施設には、行政からも職員を派遣していますが、ほとんど民間委託で収入は5,000万円ほどとなっております。

施設に病院・上下水道を含め、年間の赤字は約30億円になるそうですが、今年から算定されている財政健全化での将来負担比率は、現段階ではゼロであるとのこと、経済的には我が町との違いが大きいというのが現状です。

▽公共施設のCO₂排出量を5%削減に向けて……

地球温暖化対策

実行計画を作成

近年、急速に進んでいる地球の温暖化は、私たちの生活にも直接関わる深刻な環境問題であり、化石燃料の大量消費や森林伐採などによって、大気中の二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスが増加していることが要因となっています。

町では、地球温暖化問題を環境課題の一つとして捉え、環境基本計画や環境基本条例によって、行政、住民、事業所がそれぞれの役割と責任においてさまざまな取り組みを行なうことを定めています。

町役場も事業所の一つとして、地球温暖化対策に取り組んでいます。今後さらに活動を強化するため、このほど地球温暖化対策実行計画を作成しました。

この計画では、公共施設や公共事務によって排出される温室効果ガスを調査し、削減目標を定めるとともに、今後改善すべき項目などを定めています。

○実行計画の対象

今回作成した実行計画の対象となる施設は、役場庁舎をはじめ、はあとびあ、総合体育館、各小中学校や保育園などの公共施設と、町が管理する町内の防犯灯や上下水道処理施設、観光施設など合わせて59の施設・部署で、これらの施設における電力使用量と空調機器や公用車の燃料使用量を調査しました。

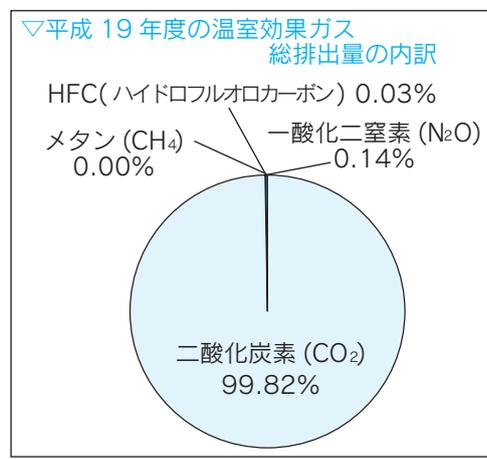
○温室効果ガスの排出量と削減目標

平成17年度から19年度の3年間の各施設で使用した電力使用量や、公用車のガソリン使用量から算出した温室効果ガスの排出状況は下のグラフのとおりです。

特に温室効果ガスのうち二酸化炭素(CO₂)が100%近くを占めており、また電気の使用によるものが約8割を占めています。

平成19年度で最も排出量の多い施設は、上下水道処理施設で368トン、続いて役場庁舎の263トン、はあとびあの201トンとなっています。また給食センターの建設や下水道供用地域の増加などによって、排出量は年々増加しています。

が、町では、平成19年度の排出量2,776トンを基準値として、平成21年度から5年間で5%、2,637トンまで削減する目標をたてました。(新規に建設される施設や削減が不可能な施設「防犯灯、上下水道処理施設等」は除く)



○削減目標に向けての取り組み

町役場では、各課の職員で構成する環境基本計画内推進会議で、行政や職場に関する環境問題についてを検討し、町職員への環境に対する意識高揚と活動の推進を行っています。

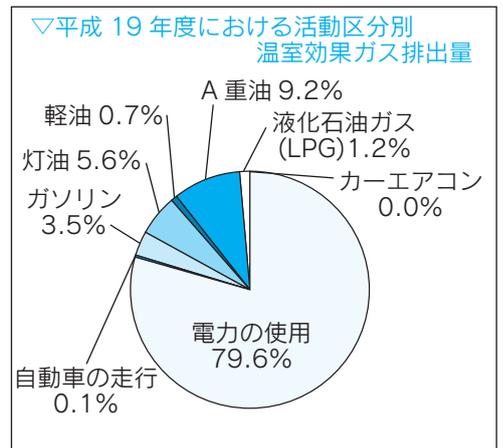
今後さらに削減目標の実現に向けて、活動を強化するとともに、効率よい設備の入れ替え等も検討していくことになっています。

公共施設を利用される方には、節電などで、ご不便をおかけする場合がありますが、ご協力をお願いします。

※お問い合わせ先

町住民安全課(担当・田辺)

☎ 32-6703



○ 敦賀税務署からのお知らせ ○

平成20年分の

所得税の確定申告の相談及び

申告書の受付は2月16日～3月16日までです。



申告相談の会場及び日程

ご自分で申告書を作成することが困難な方は、期間中次の申告相談をご利用ください。

● 敦賀税務署の申告書作成会場

会場 敦賀税務署

(敦賀駅前合同庁舎)

日時 1月26日(月)～

3月16日(月)

午前9時～午後5時

(消費税・地方消費税は

3月31日(火)まで)

● 税務署職員の

e-Tax(イータックス)による

確定申告の指導

会場 町役場 税務課前

日時 2月16日(月)・24日(火)

3月4日(水)・10日(火)

午前9時30分～午後4時

● 消費税等の申告相談

(所得税・消費税・譲渡所得・贈与税)

会場 あいあいプラザ

(敦賀市東洋町4-1)

日時 2月23日(月)

午前9時～午後4時

(北陸税理士会敦賀支部による

無料相談)

● 公的年金受給者の申告説明会

会場 はあとびあ

日時 1月28日(水)

午前9時30分～11時30分

「確定申告」 自分で作成してお早め!

税務署では「納税者の方が自ら正しい申告と納税を行う」という申告納税制度の趣旨から、確定申告書等をご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しています。

そのため申告書作成会場においても「確定申告の手引」を見て、ご自分で確定申告書等を作成していただくような相談・指導を行っています。

また、ご自分で申告書を作成された方は、送付による早期提出をお勧めします。

所得税の確定申告の期間

2月16日(月)～

3月16日(月)

確定申告を しなければならない人

○ 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで所得の合計額が所得控除額の合計額を超える方

○ サラリーマンで給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方など

確定申告に必要なもの

＜申告相談を利用される方＞

○ 印鑑、筆記用具、計算機

○ 平成20年中の収入や必要経費を明らかにする書類

○ 公的年金、給与等の源泉徴収票(原本)

○ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

(国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合は、社会保険庁より送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が必要です)

○ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書(給与所得者で年末調整時に勤務先へ提出されている場合は不要)

○ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書及び領収書(医療費の支払額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額が10万円以上、もしくは、所得の5%が10万円以下の方はその金額)

(明細書は、税務署または役場税務課にあります)

○ その他所得控除を受けるための書類

●美浜町の申告相談

①会場 町役場 税務課前

日時 2月16日(月)～

3月16日(月)

午前9時～11時、
午後1時～4時

なお、当日の混み具合によって、受付終了時間を早めることがあります。

※「JAみはま」との共同申告相談です。譲渡所得及び山林所得がある方は、税務署で申告を行ってください。また、営業・事業所得のある方は、必ず収支内訳書をご自分で作成してご持参ください。

②会場 わかさ東商工会 美浜支所

日時 2月16日(月)～

3月16日(月)

午前9時～正午、
午後1時～4時

※農業所得及び譲渡所得以外の所得について受付します(有料)。ただし、人数に限りがありません。

●税理士会による

青色申告決算講習会(無料)

会場 わかさ東商工会 本所

(若狭町中央1-5)

日時 2月4日(水)

午後2時～3時

●税理士会による税務相談(無料)

会場 わかさ東商工会 美浜支所

日時 2月26日(木)

3月4日(水)・6日(金)

午前10時～午後4時

※事前にわかさ東商工会 美浜支所にご連絡ください。

☎ 32-0121

送付等で申告される方は
次の書類が必要です

○申告書に記載されている必要な書類(収支内訳書、源泉徴収票(原本)、生命保険料や地震保険料等の支払証明書など)

○その他所得控除を受けるために必要な書類(医療費控除の明細書及び領収書、寄附金等の支払証明書など)

※申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、申告書(控)及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

所得税の還付申告

確定申告の必要のない方も、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

○災害や盗難などにより住宅や家財に損害を受けた方

○病气やけがなどで多額の医療費を支払った方

○住宅をローンで取得された方

○年の途中で退職し、再就職をしていない方など

確定申告は
便利なe-Taxで!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご存知ですか?

このコーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の確定申告や青色決算書、収支内訳書などが作成できます。

申告書等を作成した後は、同コーナーの画面上からそのままe-Taxを利用して税務署に送信できるほか、ご自宅のプリンターで印刷して送付等により税務署へ提出することができます。

e-Taxを利用して所得税の確定申告をされると、次の3つのメリットがあります。

▽最高5,000円の税額控除

所得税の確定申告を申告期限内に本人の電子署名および電子証明書を付して申告すると、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

(平成19年分の確定申告でこの控除の適用を受けられた方は受けられません。)

▽添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。

(確定申告期限から3年間は書類の提出又は提示を求めることがありますので大切に保管してください。)

▽還付金が早い

還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

確定申告の送付先

お問い合わせ先

・敦賀税務署 ☎ 22-1010
〒914-8540

敦賀市鉄輪町1-7-3

※確定申告に関する情報は、次の「国税庁ホームページ」でご覧になれます。

<http://www.nta.gp.jp>